

令和4年第4回大台町議会定例会

提出議案概要



令和4年12月

同意第 4号 大台町教育委員会委員の任命について

【理由】

大台町教育委員会委員1名の任期が、令和4年2月23日をもって満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるもの

【任命者】

氏名 : ^{にしむら}西村 ^{ようぞう}用藏 氏 （再任）

経歴 : 定例会資料を参照

任期 : 令和5年2月24日から令和9年2月23日まで（4年）

議案第66号 千代・柳原辺地に係る総合整備計画の変更について

【理由】

本整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決をお願いするもので、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備については、同法の適用を受け、特定財源等を除く事業費の地方負担額に対して、辺地対策事業債の借り入れが同意され、元利償還額の80%が地方交付税に算入される。

【内容】

令和4年度に計画策定済みの町道千代中道線配水管布設替工事について、事業量の増加による計画変更を行い、変更後の事業費8,011千円の財源に、4,000千円の辺地対策事業債を充当する。

議案第67号 大台町生活排水処理事業の設置等に関する条例の制定について

【制定理由】

大台町生活排水処理事業特別会計から地方公営企業会計へ移行することに伴い事業の設置等に関し条例を制定するもの。

【制定内容】

本則については、大台町生活排水処理事業を地方公営企業会計へ適用することに伴い、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定に基づき条例を制定し財務規定等を適用するもの。

また、附則については、関係条例の一部改正を行うこととし、内容については、大台町特別会計条例において「生活排水処理事業特別会計」の字句を削除することと、大台町公共下水道整備基金条例と大台町浄化槽整備推進事業減債基金条例の本則中「生活排水処理事業特別会計歳入歳出」の字句を「生活排水処理事業会計収入支出」に改めるもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

議案第68号 大台町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

【制定理由】

大台町生活排水処理事業特別会計から地方公営企業会計へ移行することに伴い剰余金の処分等に関し条例を制定するもの。

【制定内容】

地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、毎事業年度公営企業において生じた利益及び資金剰余金の処分並びに欠損の処理について必要な事項を定めるもの。

【施行期日】

令和5年4月1日

**議案第69号 大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について**

【改正理由】

経済・社会情勢に鑑み、期末手当額を引き上げたいため、議案第71号 大台町職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえて実施する。

【改正内容】

議員の期末手当を0.10月分引き上げ

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.65月（支給済み）	1.75月（現行1.65月）
令和5年度以降 期末手当	1.70月	1.70月

【施行期日】

公布の日から

議案第70号 大台町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

経済・社会情勢に鑑み、期末手当額を引き上げたいため、議案第71号 大台町職員の給与に関する条例の一部改正を踏まえて実施する。

【改正内容】

町長、副町長及び教育長の期末手当を0.10月分引き上げ

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	2.125月（支給済み）	2.225月（現行2.125月）
令和5年度以降 期末手当	2.175月	2.175月

【施行期日】

公布の日から

議案第71号 大台町職員の給与に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和4年8月8日、人事院は国家公務員の給与（月例給及びボーナス）の勧告を実施した。

大台町では、人事院勧告に準拠して特別職及び一般職の給与等の改定を実施する。

○人事院勧告の主な内容

- ・初任給及び若年層の給料月額を引き上げ
- ・ボーナス0.10月分引き上げ

【改正内容】

期末手当0.10月分引き上げ

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.20月（支給済み）	1.20月（改定なし）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	1.05月（現行0.95）
令和5年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	1.00月	1.00月

再任用職員

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	0.675月（支給済み）	0.675月（改定なし）
	勤勉手当	0.45月（支給済み）	0.50月（現行0.45）
令和5年度以降	期末手当	0.675月	0.675月
	勤勉手当	0.475月	0.475月

【施行期日】

公布の日から

議案第72号 大台町税条例の一部改正について

【改正理由】

当町の固定資産税の納期は、事務の効率化と納税者の利便性から、個人住民税と国民健康保険税の3税を集合主税として、地方税法第362条第1項の「ただし書き」の規定により、10期割として大台町税条例第67条第1項の規定で定めておりますが、令和3年度税制改正において、地方税共通納税システムの税目に令和5年度から追加されることから、令和5年度以降は集合主税とした徴収方法を維持することができなくなるため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

令和5年度以降の固定資産税の納期を、地方税法第362条第1項に規定される法定納期4期割へ変更する。

【施行期日】

令和5年4月1日

**議案第73号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少
及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議に
ついて**

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が減少すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約を定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

【内容】

令和5年3月31日をもって宮川福祉施設組合が解散し、三重県市町公平委員会から脱退するため、規約の別表から宮川福祉施設組合を削除する。

議案第74号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重県市町総合事務組合同規約（昭和62年三重県指令第885号）の一部を変更する規約を定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

【内容】

令和5年4月1日より規約第3条第1項第4号に定める事務に伊勢市及び松阪市を加える。

議案第75号 令和4年度大台町一般会計補正予算（第8号）

議案第76号 令和4年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第77号 令和4年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 令和4年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 令和4年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第80号 令和4年度大台町水道事業会計補正予算（第2号）

別冊「令和4年度補正予算説明資料（第4回定例会）」をご参照ください。